

北信広域連合 地球温暖化防止実行計画

2018(平成30)年度～2022年度

2018(平成30)年3月

北信広域連合

目次

第1章	計画策定の背景	2
1	地球温暖化問題	
2	我が国の状況	
第2章	計画の基本的事項	2
1	計画の目的	
2	計画の期間	
3	当広域連合の事務事業・特性	
4	計画の対象とする事務・事業の範囲	
第3章	計画の具体的事項	5
1	対象となる温室効果ガス	
2	温室効果ガス排出要因・消費量	
3	温室効果ガス排出量	
4	温室効果ガスの削減目標	
第4章	温室効果ガス排出削減の取組目標	7
1	共通事項	
2	老人ホーム	
第5章	温室効果ガス排出抑制活動の推進	9
1	推進体制	
2	全職員への周知・意識の向上	
3	評価・公表	

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化は、人間活動によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部がバランスを超えて温室効果ガスに吸収されることにより地表面の温度が上昇する現象である。

急激な気温の上昇に伴う地球環境影響としては、①海面水位の上昇に伴う陸域の減少、②豪雨や干ばつなどの異常現象の増加、③生態系への影響や砂漠化の進行、④農業生産や水資源への影響、⑤マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大な被害が及ぶ可能性が指摘されている。

2 我が国の状況

我が国としては、温室効果ガスの総排出量を「2008年から2012年の第1約束期間に1990年レベルから6%削減する」ことを内容とする京都議定書の採択に合意したことを踏まえ、1999年（平成11）年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が施行された。地方自治体においても、温室効果ガスの排出を抑制するための実行計画を策定し、地球温暖化防止に向けて一層の取組の推進を行うことが求められている。

また、現在、2011（平成23）年3月11日に発生した観測史上最大規模の東日本大震災による福島第一原発事故を受けて、原子力から太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等の再生可能エネルギーなどへの転換が求められている状況である。

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

当広域連合における計画の策定

地球温暖化を防止することが喫緊の課題として広く全ての人類に求められている状況の中で、北信広域連合においても、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）に基づき、当広域連合のあらゆる活動の中から排出される温室効果ガスを継続的に削減するための具体的な方策を明確にし、組織・職員が一丸となり取り組みを進める指針として、2008年（平成20）年3月に「北信広域連合地球温暖化防止実行計画」を策定、計画期間を5か年間（2008（平成20）年度～2012（平成24）年度）とした。

当初計画期間後に策定した、前計画（2013（平成25）年度～2017（平成29）年度）の計画期間が満了を迎えることから、法第4条に定められた地方公共団体の責務に従い、温室効果ガスの排出量の削減方策等に関する事項について、法第21条第1項の規定に基づき、新たな実行計画を策定するものである。

地球温暖化対策の推進に関する法律

平成二十八年五月二十七日公布（平成二十八年法律第五十号）改正

（目的）

第1条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 地方公共団体実行計画の目標
- (3) 実施しようとする措置の内容
- (4) その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（以下略）

2 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5か年間とする。

3 当広域連合の事務事業・特性

当広域連合が行っている主な事業は、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置、管理及び運営で、下表のとおりである。

当広域連合が運営している各施設は、いずれも地域の高齢者福祉のためになくてはならない施設であり、このためには、化石燃料や電力の使用が必要不可欠の状況となっている。

現在、関係法令を遵守し、温室効果ガスを極力抑制して運営することが求められている。

養護老人ホーム（平成 30（2018）年度）

施設名	所在地	規模等	
高社寮	中野市	定員：入所 50 名	正規職員数 13
千曲荘	飯山市	定員：入所 50 名	正規職員数 9

特別養護老人ホーム（平成 30（2018）年度）※入所定員については 5 月 1 日から

施設名	所在地	規模等	
望岳荘	木島平村	定員：入所 91 名・短期 5 名	正規職員数 35
千曲荘	飯山市	定員：入所 60 名・短期 6 名	正規職員数 28
いで湯の里	山ノ内町	定員：入所 70 名・短期 10 名	正規職員数 30
菜の花苑	野沢温泉村	定員：入所 62 名・短期 8 名	正規職員数 28
ふるさと苑	中野市	定員：入所 71 名・短期 4 名	正規職員数 28

4 計画の対象とする事務・事業の範囲

本計画の対象とする事務・事業の範囲は、当広域連合が行う全ての事務・事業とする。

なお、当広域連合が外部への委託等により実施するものについては対象外とするが、温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請する。

また、当広域連合を構成する市町村及び一部事務組合については、それぞれの実情に応じて策定された（予定含む）計画を尊重し、十分な連携を図りながら施策を推進するものとする。

第3章 計画の具体的事項

1 対象となる温室効果ガス

本計画で、削減対象とする温室効果ガスは地球温暖化対策の推進に関する法律で定められた7種類のガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、当広域連合が事業活動で排出している二酸化炭素（CO₂）のみとする。

なお、二酸化炭素（CO₂）は排出される温室効果ガスの9割以上を占めている。

2 温室効果ガス排出要因、消費量（平成28（2016）年度）

施設別の温室効果ガス排出要因、消費量は次のとおりである。（事務局は中野市豊田支所2階を借用しているため、一般的事務活動によるものは省略。）

① 事務局（公用車2台のガソリン使用）

項目	二酸化炭素(CO ₂)	消費量
公用車のガソリン使用	○	0 1,190

② 養護老人ホーム・・・高社寮 千曲荘

特別養護老人ホーム・・・望岳荘 高社寮 千曲荘 いで湯の里
菜の花苑 ふるさと苑

（灯油、電気、都市ガス・プロパンガスの使用、公用車各施設2台～3台のガソリン・軽油の使用）

項目	消費量						
	望岳荘	高社寮	千曲荘	いで湯の里	菜の花苑	ふるさと苑	計
灯油の使用	0 127,006	0 2,208	0 157,000	0 127,440	0 92,000	0 97,400	0 603,054
電気の使用	kWh 451,462	kWh 411,351	kWh 286,029	kWh 210,973	kWh 407,536	kWh 249,516	kWh 2,016,867
都市ガス・プロパンガスの使用	m ³ 2,481	m ³ 99,523	m ³ 3,353	m ³ 870	m ³ 1,968	m ³ 2,167	m ³ 110,362
公用車のガソリン使用	0 1,005	0 935	0 1,052	0 960	0 507	0 1,012	0 5,471
軽油	0 0	0 0	0 —	0 —	0 1,229	0 0	0 1,229

3 温室効果ガス排出量（平成 28（2016）年度）

2に記載した数値から積算した二酸化炭素（CO₂）推計排出量は次のとおりである。

2016（平成 28）年度に当広域連合の事業から排出された温室効果ガスは、2011（平成 23）年度と比較して 6.6%削減されており、当初の目標である 6%削減を 0.6%上回る結果となっている。

項 目	二酸化炭素（CO ₂ ）推計排出量							
	事務局	望岳荘	高社寮	千曲荘	いで湯の里	菜の花苑	ふるさと苑	合 計
灯 油 kg-CO ₂	—	316,245	5,498	390,930	317,326	229,080	242,526	1,501,605
電 気 kg-CO ₂	—	219,411	199,917	139,010	102,533	198,062	121,265	980,198
都市ガス プロパンガス kg-CO ₂	—	15,407	221,936	20,822	5,403	12,221	13,457	289,246
ガソリン kg-CO ₂	2,761	2,332	2,169	2,441	2,227	1,176	2,348	15,454
軽油 kg-CO ₂	—	—	—	—	—	3,171	—	3,171
計	2,761	553,395	429,520	553,203	427,489	443,710	379,596	2,789,674

4 温室効果ガスの削減目標

（1）目標設定の基本的な考え方

2012（平成24）年4月に閣議決定された国の第4次環境基本計画、2013（平成25）年2月に策定された「長野県環境エネルギー戦略」において、長期目標として、2050年までに、基準年1990（平成2）年比で80%の削減を目標としているが、数値については、各団体としての目標を定めている。

（2）二酸化炭素排出量の削減目標

当広域連合では、目標を上回る削減となっており、引き続き計画期間である5か年間に毎年1%以上の二酸化炭素の削減をすることとし、計画期間の最終年度である2022年度の二酸化炭素排出量を、2016（平成28）年度比で6%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 平成28(2016)年度	削減目標	目標年度排出量 2022年度
二酸化炭素（CO ₂ ）	2,789,674 kg-CO ₂	6%	2,622,294 kg-CO ₂

第4章 温室効果ガス排出削減の取組目標

第2章の3でも触れたとおり、当広域連合が運営している各施設はいずれも地域の高齢者福祉のためになくってはならないものであり、化石燃料や電力の使用は欠かせないものである。

しかし、公害の発生は極力抑制しなければならず、その目的を達成するために、法の趣旨を踏まえて、地球温暖化防止のための取り組み目標を次のとおり推し進めることとする。

1 共通事項

① 環境に配慮した物品を購入する。

- 用紙類の購入または印刷物の作成時には可能な限り古紙配合率が高く、白色度の低い製品を購入・使用する。
- 廃木材、間伐材、廃プラスチックを再生するなどした環境保全型商品（エコ商品）の購入に努める。
- 使い捨て製品を避け、詰め替えや交換の可能な製品を購入する。
- 使用后、リサイクルできる製品、または廃棄に際して環境にやさしい製品を購入する。
- O A機器等の導入や更新時には、省エネルギータイプの機器を導入する。
- 照明灯の更新時には、高効率タイプの機器（LED照明・省エネルギー型照明機器）を導入する。

② 省エネ活動の励行

- 不要な照明器具は消灯し、デマンド制御の導入を勧め、可能な限り節電に努める。
- 不必要な電気器具・パソコン等の電源OFFを励行する。
- ミスコピーの防止に心がけ、資料等は適正量で印刷すると共に、裏面使用・両面コピーを励行する。
- 水道水の節水利用に努め、流したままや、二度流しをしない。
- 冷暖房の温度設定、運転時間については適正運転に努める。
- 夏季にはクールビズ、冬季にはウォームビズに努める。
- 可能な限り公共交通機関を利用する。
- 近距離移動は徒歩（又は自転車）で移動する。
- カーテンやブラインドなどを効果的に使用する。

③ 公用車運転時の留意事項

- 経済運転の徹底（暖機運転の抑制、アイドリングストップ、不要物の不積載、車両の適正な整備、急発進・急加速の抑制、相乗り）
- 計画的な運行に努める。

2 老人ホーム

養護老人ホーム…高社寮 千曲荘

特別養護老人ホーム…望岳荘 千曲荘 いで湯の里 菜の花苑 ふるさと苑

◎ 各施設は利用者への介護サービスを行っており、利用者のニーズに対応するためには大量の化石燃料・電気の使用が必要となっている。更に、施設利用者送迎のため使用する公用車の使用に伴う、二酸化炭素等の排出が余儀なくされている。

このことから、各施設において、サービスの質の低下を招かずにいかに排出される温室効果ガスを削減できるかということは大きな課題である。このことを踏まえて次のとおり目標を定める。

- 当広域連合及び所在市町村の地球温暖化防止実行計画等に基づき、温室効果ガス排出削減に努める。
- 随時、施設の見回り、保守点検を行い、使用エネルギーの節約を心掛けるとともに、場合によっては利用者に注意を促す。
- より環境にやさしい設備・備品の導入を進める。
- ゴミを極力削減すると共に分別収集を徹底し、資源のリサイクルに配慮する。
- 施設周辺に木・花などを植え、緑化を推進するよう努める。

第5章 温室効果ガス排出抑制活動の推進

1 推進体制

当広域連合内に、「温室効果ガス削減推進委員会」を組織する。

委員会は、次の系統によって組織し、本計画の推進を図る。

委員長	事務局長（全体の掌握・指導）
副委員長	事務局次長（委員長代理、全体の掌握・指導）
〃	望岳荘施設長（望岳荘の掌握・指導）
〃	高社寮施設長（高社寮の掌握・指導）
〃	千曲荘施設長（千曲荘の掌握・指導）
〃	いで湯の里施設長（いで湯の里の掌握・指導）
〃	菜の花苑施設長（菜の花苑の掌握・指導）
〃	ふるさと苑施設長（ふるさと苑の掌握・指導）
委員	望岳荘事務長（望岳荘の掌握・指導）
〃	高社寮事務長（高社寮の掌握・指導）
〃	千曲荘事務長（千曲荘の掌握・指導）
〃	いで湯の里事務長（いで湯の里の掌握・指導）
〃	菜の花苑事務長（菜の花苑の掌握・指導）
〃	ふるさと苑事務長（ふるさと苑の掌握・指導）
〃	総務係長（事務局・施設の掌握・指導、庶務）
〃	保険福祉係長（施設の掌握・指導、庶務）

2 全職員への周知・意識の向上

副委員長及び委員は、各職場単位に、全職員に対し本計画の周知徹底を図ると共に、実践活動を指導する。（随時）

3 評価・公表

当広域連合は、温室効果ガス削減推進委員会を通して温室効果ガスの排出状況を取りまとめるとともに、各施設の取組状況を評価し、その結果を公表するものとする。